

越生まつり露店出店規約

(趣旨)

第1条 この規約は、越生まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する越生まつりにおける露店営業からの暴力団排除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警察等との連携)

第2条 実行委員会は、越生まつりにおける露店営業からの暴力団排除に関し、警察その他の関係機関、団体等と連携を図るものとする。

(出店の申請)

第3条 越生まつりの会場の区域内に露店の出店を希望する者（以下「出店申請者」という。）は、出店予定の露店ごとに、本人確認書類（官公庁が発行する氏名、住所及び生年月日が記載されている顔写真付きの身分証明書等で出店申請者が本人であることを確認するに足りる書類をいう。以下同じ。）の写しを添付した出店申請書兼許可証（別記様式）をあらかじめ定められた期限までに実行委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、出店申請者は同人以外で当該露店の営業に従事する者（以下「露店営業従事者」という。）があるときは、出店申請書兼許可証の裏面の出店営業従事者一覧表に必要事項を記載して提出しなければならない。

(出店許可基準)

第4条 実行委員会は、出店申請者または露店営業従事者（以下「出店申請者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、露店の出店を許可しないものとする。

- (1) 原則として、申し込み時点で越生町商工会または越生町観光協会に加盟していない場合。
- (2) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）または暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下閉じ。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）。
- (3) 暴力団または暴力団員等がその事業活動を支配するもの。
- (4) 法人でその役員または主要な使用人が暴力団員等であるもの。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するもの。
- (6) 暴力団または暴力団員等に資金を提供し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持運営に積極的に関与し、または協力するもの。
- (7) 粗野若しくは乱暴な言動により、住民等に不快な思いをさせる行為をす
るおそれのある者または越生まつりの品位を損なうおそれがあると実行委

員会が認めたもの。

(出店許可)

第5条 実行委員会は、出店申請者等が前条各号に該当しないと認めたときは、出店申請書兼許可証に許可印を押印の上、出店申請者に交付するものとする。

(名義貸し等の禁止)

第6条 前条の許可を受けた出店申請者は、自己の名義をもって、他人に露店を出店させてはならない。

2 出店申請書兼許可証に記載された出店申請者等以外は、露店営業に従事することはできない。

(許可の取り消し)

第7条 実行委員会は、出店許可後に出店申請者等が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 第6条に違反したとき。
- (3) 実行委員会の役員その他の関係者または住民等に対し、暴力的若しくは脅迫的な言動または不当な要求行為を行ったとき。
- (4) 偽計若しくは威力を用いて実行委員会の役員その他の関係者の信用を棄損し、または業務を妨害したとき。
- (5) 第10条または第11条に規定する事項を遵守せず、または実行委員会の役員その他の関係者の指示に従わないとき。
- (6) その他各種法令に基づく必要な手続きを行わないとき。

(報告・通報)

第8条 出店申請者等は、暴力団員等から犯罪被害、業務妨害または不当な要求を受けたときは、実行委員会に報告し、または警察に通報するなど必要な措置を講じなければならない。

(出店申請書兼許可証の携行等)

第9条 出店申請者等は、露店営業を行うときは、実行委員会から交付された出店申請書兼許可証及び本人確認書類を携行しなければならない。

2 出店申請者等は、実行委員会の役員その他の関係者または警察職員から本人確認書類の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(出店申請者等の遵守事項)

第10条 出店申請者等は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令で禁止されている物品、品位を損なう物品等を販売しないこと。
- (2) 火気器具等を使用する場合は、消火器を設置すること。
- (3) 販売する物品については販売者、加工方法、保存方法など食品に関する法令等を遵守すること。
- (4) 露店設置場所付近の形状を変更するような工作は行わないこと。また、露店設置場所が汚損することのないよう対策を講じ、万一、汚損したとき

は原状回復すること。

- (5) 発電設備、水道設備は出店申請者等が自ら用意すること。
- (6) 露店営業によって排出された廃棄物は、出店申請者等の責任において処理すること。
- (7) 道路に出店する場合は、出店申請書兼許可証に基づき、道路使用許可を受けること。
- (8) 私有地に出店する場合は、土地所有者からの承諾書を提出すること。
- (9) 交通法令を遵守し、物品等の搬入、搬出に当たっては交通の支障にならないよう努めること。
- (10) 越生まつり終了の30分前には、露店内の照明を消灯し、周囲の状況を確認しながら片付けを行うこと。
- (11) 出店時には、出店申請書兼許可証及び道路使用許可証を携行すること。
- (12) 実行委員会が定める露店設置場所以外に出店しないこと。
- (13) 前各号に定めるもののほか、実行委員会の役員その他の関係者から指示があったときは、それに従うこと。

(露店の撤去等)

第11条 実行委員会は、第7条の規定により許可の取り消しを行ったときは、出店申請者に露店の撤去を求めることができる。

2 実行委員会は、前項の撤去の求めに応じたことにより出店申請者に損害が生じた場合でも損害賠償の責めを負わない。

附 則

この規約は、平成30年5月31日から施行する。